

東京都市計画地区計画の一部変更（原案）について

平成27年6月24日及び平成28年6月23日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）」の一部が改正・施行され、風営法に規定する風俗営業の内容が変更となり、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じました。

そのため、渋谷区内既決定の18地区の東京都市計画地区計画（渋谷区決定のみ。以下、「地区計画」という。）のうち、「建築物等の用途の制限」に風営法第2条第1項に基づく風俗営業を規制している地区計画について、新旧対照表のとおり変更します。

《変更（原案）の概要》

- 1 風営法の改正趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の建築物の用途の制限においても対象外とします。
- 2 風営法第2条第1項の号の削除等により生じた号ずれについては、風営法改正後の規定に合うよう計画書を変更します。
ただし、ダンスホールについては、風営法改正に伴う建築基準法の用途規制の考え方と整合を取り、「カラオケボックスその他これに類するもの」として取り扱います。
- 3 各地区の計画書の趣旨を変えない範囲で、表現の統一調整を行います。

《新旧対照表 渋谷区決定 18地区（東京都決定「神宮外苑地区 地区計画」を除く）》

エリア	地区計画の名称	地区名	新	旧
本町・笹塚	本町二・三丁目地区	A・B地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。
	本町二・四・五・六丁目地区	住宅・沿道商業地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの	次に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を変更してはならない。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの
		沿道商業地区	（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第3号に掲げる建築物	（2）建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる建築物
	笹塚一丁目東地区	観音通り沿道地区	変更なし 1 変更なし 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第2号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 4 建築基準法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 以下（略）	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第2（ほ）項第2号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 4 法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 以下（略）
笹塚駅南口地区	—	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの （3）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下（略）	1 次に掲げる建築物は、 <u>建築してはならない。</u> （1）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項各号に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、まあじゃん屋、 <u>ぱちんこ屋</u> その他これらに類するもの （2）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの （3） <u>カラオケボックス</u> その他これに類するもの 以下（略）	

※下線部は地区計画の「建築物等の用途の制限」で変更する箇所です。

エリア	地区計画の名称	地区名	新	旧
神宮前・千駄ヶ谷	神宮前一・三・四丁目地区	全地区共通	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第二条</u> 第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに <u>同条</u> 第6項各号及び <u>同条</u> 第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)
		原宿駅前通り沿道・神宮前一丁目住宅・旧渋谷川周辺地区	6 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</u>	6 <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u>
	神宮前五・六丁目地区	全地区共通	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</u> 以下(略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第二条</u> 第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに <u>同条</u> 第6項各号及び <u>同条</u> 第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u> 以下(略)
	表参道地区	—	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる風俗営業の用に供するもの 以下(略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第二条</u> 第1項第七号又は第八号に掲げる営業の用に供するもの 以下(略)
渋谷駅周辺	千駄ヶ谷五丁目北地区	全地区共通	変更なし 1 変更なし 2 変更なし 3 建築基準法別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 4 (略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第2号に掲げる勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの</u> 4 (略)
	渋谷駅東口地区	全地区共通	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に掲げる風俗営業の用に供するもの(まあじゃん屋を除く。) (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)	1 <u>当該区域内においては、次に掲げる建築物は建築してはならない。</u> (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」 <u>第二条</u> 第1項第七号に掲げる用に供するもの(まあじゃん屋を除く。) (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」 <u>第二条</u> 第6項各号及び <u>同条</u> 第9項に掲げる用に供するもの 以下(略)
	渋谷駅地区	—	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に掲げる風俗営業の用に供するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第二条</u> 第1項第七号に掲げる営業の用に供するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 <u>第二条</u> 第6項各号及び <u>同条</u> 第9項に掲げる営業の用に供するもの 以下(略)

※下線部は地区計画の「建築物等の用途の制限」で変更する箇所です。

エリア	地区計画の名称	地区名	新	旧
渋谷駅周辺	渋谷三丁目地区	全地区共通	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 変更なし 3 変更なし 以下(略)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び同条第9項に掲げる営業の用に供するもの 2 ぱちんこ屋 3 ゲームセンター 以下(略)
	道玄坂一丁目地区	C・D地区	変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる風俗営業の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第七号及び第八号に掲げる営業の用に供するもの
		全地区共通	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び同条第9項に掲げる営業の用に供するもの 以下(略)
	桜丘地区	A・B地区	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下(略)	1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」風営法第2条第1項各号に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの 以下(略)
		C地区	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供するもの (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下(略)	1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第7号及び第8号に掲げるまあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの 以下(略)
	神南二丁目・宇田川町地区	街区A	次に掲げる建築物は建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる風俗営業の用に供するもの及び第6項各号に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの	以下の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号まで及び第6項各号に該当する営業の用に供するもの
		街区B	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの及び第6項各号に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの (2) 変更なし (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ほ)項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下(略)	以下の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び同条第6項各号に該当する営業の用に供するもの (2) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これらに類するもの 以下(略)
	公園通り・宇田川周辺地区	全地区共通	1 変更なし (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 以下(略)	1 次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項各号及び同条第9項に掲げる営業の用に供するもの 以下(略)

※下線部は地区計画の「建築物等の用途の制限」で変更する箇所です。

エリア	地区計画の名称	地区名	新	旧
広尾・代官山	代官山地区	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第2号から第6号までに掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの	次に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第2号から第6号までに該当する営業に係るもの
	旧山手通り地区	全地区共通	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下（略）	次に掲げる建築物については建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供する建築物並びに同条第6項及び同条第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 2 カラオケボックスその他これに類するもの 以下（略）
	広尾五丁目地区	A・D地区	次に掲げる建築物は建築してはならない。 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第2条に定められている、ホテル営業、旅館業法、簡易宿泊所及び下宿営業の用に供するもの 変更なし 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに第6項各号及び第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの 以下（略）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第2条に定められている、ホテル営業、旅館業法、簡易宿泊所及び下宿営業の用に供するもの 上記に加え、次に掲げる建築物を建築してはならない。 1 「風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び同条第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 以下（略）

※下線部は地区計画の「建築物等の用途の制限」で変更する箇所です。